

2021年6月30日
電力広域的運営推進機関

災害時連携計画の変更に関する経済産業大臣への意見について

災害時連携計画の変更届出にあたって、電気事業法第33条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり意見致します。

1. 確認結果

本機関では、本機関が定めた考慮事項に基づき災害時連携計画の変更内容の確認を行ったため、その結果を以下のとおり示す。

(1) 発災前の応動主体、応動基準について

発災前の応動について、被災事業者が主体となって現時点で予測可能な台風や大雨、暴風等の災害を対象に応援を要請することができる等、応動主体や応動基準（災害の規模、応援要請タイミング含む）が反映されていることを確認した。

(2) 連絡体制、応動フローについて

発災前から発災後（復旧対応）までの基本的な応動フローや発災後の被害状況に応じた応援の追加要請等、発災後の体制移行も含めた連絡体制や応動フローが反映されていることを確認した。

2. 確認結果を踏まえた意見

今回の災害時連携計画の変更について、現時点で反映しうる内容については適切に変更されていることを確認した。

一方で、現時点では災害時連携計画に反映できないが、将来的に具体化できうる事項として、南海トラフ地震については、発生の可能性が高まっている等の事前情報が発せられること、また、その他の災害についても災害規模の想定や発生の予見性等に関する将来的な状況変化があり得ることから、社会全体の対応の在り方に係る議論を踏まえ、応動基準等の検討を進めていくとともに、必要により連携計画に反映することが適当と考える。

災害時の備えについては、常に不断の見直しを行う必要があることから、本機関では一般送配電事業者と協力して、災害時連携計画をさらに深化されるべく取り組んでまいり。大規模な災害においては電力だけではなく社会全体として支えていく仕組みを検討していく必要があり、国においても自治体など多岐に亘る関係者が有機的に連携するために、イニシアチブを発揮いただきたい。

以上